

申請者チェック表
(申請者チェック欄に○を付ける。)

申請者			
体験の機会の場の名称			
住所			
担当者名			
電話		F A X	
e-mail			

(ここに記載されている個人情報は、体験の機会の場の認定に係る事務に関する連絡を行う際に利用するものです。)

1 申請要件について

法	チェック項目	申請者チェック欄	受付担当チェック欄
法第20条第1項	申請者は、体験の機会の場として提供する土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体であるか。		
法第20条の7第1項	体験の機会の場として提供する土地又は建物の全部が、浜松市の区域内に含まれているか。		

2 申請書類について

施行規則	チェック項目	申請者チェック欄	受付担当チェック欄
第9条第1項	体験の機会の場の認定申請書(施行規則様式第7号) 必要事項が記入されているか。		
第2項第1号	(個人の場合) 住民票の写し(発行日から6か月以内のもの。)		
第2号	(法人その他の団体の場合) 株式会社、社団法人、NPO法人等については、定款及び登記事項証明書(登記事項証明書については発行日から6か月以内のもの。) 財団法人等については、寄附行為及び登記事項証明書(登記事項証明書については発行日から6か月以内のもの。) その他団体については、団体規約等(団体名、団体の連絡先、代表者の氏名及び住所等、団体の目的、実施している事業、活動の内容、役員に関する事項等について記載されたもの。)		
第3号	法第20条第4項各号の規定に該当しない旨の説明書(様式第6号) 必要事項が記入されているか。		
第4号	事業実績報告書(様式第7号) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の事業の実績を記載しているか。 必要事項が記入されているか。		
第5号	事業計画書(様式第8号) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものがあるか。 必要事項が記入されているか。		

第8号	収支予算書（様式第9号）		
	申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものがあるか。 必要事項が記入されているか。		
第6号	安全の確保を図るための措置に関する申出書（様式第10号）		
	必要事項が記入されているか。 添付書類が添付されているか。		
第7号	事業実施体制に関する説明書（様式第11号）		
	必要事項が記入されているか。		
第9号	位置図		
	登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの。申請者が当該土地又は建物の所有者でない場合は、当該土地又は建物の登記事項証明書に代えて、当該土地又は建物に係る賃貸借契約書など、所有者との契約関係を証明する書類の写し。）		
第10号	（申請者と事業実施者が異なる場合） 事業実施者の同意書（様式第12号）		
	必要事項が記入されているか。		
第11号	（その他参考となるべき事項を記載した書類） 次のような書類が考えられる。 ・申請者の事業・活動概要を示したパンフレット等 ・当該事業の内容がわかるチラシ・パンフレット等 ・当該事業の行程や動線が分かる図面等		

3 認定要件について

法 施行規則	認定要件	申請者チ ェック欄	受付担当チ ェック欄
法第20条 第1項第1 号	基本方針に照らして適切なものであること。 【具体的な留意点】 ・基本方針の2(2)⑥「体験の機会の場の認定」に示す内容に沿っている。 ・基本方針の1(3)「取組の基本的な方向」に記す内容に反していない。 ・その他基本方針全体に照らして適切なものである。		
規則第8条 第1項第1 号	環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。 【具体的な留意点】 ・地域の課題等を扱った環境教育や環境保全活動等のプログラムを実施している。 ・参加者が自然体験や社会体験、生活体験等の実体験を通じた様々な経験をjする機会を提供している。		
第2号	適切な計画が定められていること。 【具体的な留意点】 ・事業に計画性があり、体験の機会の場で行う事業が確実に実施される見込みがある。		
第3号	認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。 【具体的な留意点】 ・緊急時の対応(連絡体制等を含む)が定められている。 ・スタッフへの事前講習が行われている。 ・安全確保のためのマニュアルを作成している、又は今後作成を予定している。		
第4号	特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 【具体的な留意点】 ・正当な事由を除き、国籍や信条、所属団体等を理由として、参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行っていない。		
第5号	利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。 【具体的な留意点】 ・事業への参加費用等による事業収益を株主に配当するなどしていない。		
第6号	認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。		
第2項	認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。 【具体的な留意点】 ・土地や建物について、危険回避のための安全対策がとられている。 ・施設等の保守管理、メンテナンスが行われている。 ・附属設備、備品等の保守管理、メンテナンスが行われている。		

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。